

平成18年6月8日
九州財務局

貸金業者に対する行政処分について

株式会社ボンドについては、貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号、以下「貸金業規制法」という。）に基づく立入検査及び報告徴収を行った結果、下記のとおり、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号、以下「出資法」という。）及び貸金業規制法に違反する事実が認められた。

九州財務局は、本日、同社に対して、貸金業規制法第36条の規定に基づき、本店（福岡支店から引き継いだ債権にかかる業務を除く）について平成18年6月12日から平成18年7月21日までの40日間、本店（福岡支店から引き継いだ債権にかかる業務に限る）について平成18年6月12日から平成18年8月20日までの70日間、業務の全部（弁済の受領に関する業務及び債権の保全行為に関する業務を除く。）を停止することを命じた。

記

1. 出資法第5条第3項関係

契約書上の返済日と実際の返済日が異なった場合において利息の再計算を行っていないことがあり、結果的に法定金利29.2%を超える利息を受領していることが認められた。

当該行為は、出資法第5条第3項の規定に違反する。

2. 貸金業規制法第18条関係

債権の弁済を受けた際の受取証書について、記載事項が網羅されていないことが認められた。

当該事実は、貸金業規制法第18条の規定に違反する。

3. 貸金業規制法第19条関係

業務に関する帳簿において、各回の弁済にかかる利息及び元本への充当額、当該弁済後の残存債務の額が正確に記入されていないことが認められたほか、貸付の契約に基づく債権に関する債務者等との交渉の経過の記録が作成されていないこと等が認められた。

当該事実は、貸金業規制法第19条の規定に違反する。

4. 貸金業規制法第21条関係

平成17年5月12日に、当時の同社福岡支店の社員は正当な理由がないにもかかわらず、同日21時以降に債務者の居宅を訪問したほか、債務者の妻から退去を求められているにもかかわらずドアを叩くなどの行為を行って、同人を困惑させた。

当該行為は、貸金業規制法第21条第1項の規定に違反する。

(参考)

株式会社ボンドの概要

1. 商号 株式会社ボンド
2. 代表者 代表取締役 池田貴之
3. 主たる営業所の所在地
熊本市菅原町13番1号シャトー白山517号
4. 登録番号 九州財務局長(3)第00109号
5. 登録年月日 平成17年10月28日

連絡・問合せ先

九州財務局理財部金融監督第二課
電話 096-353-6351 (内線 3212)
夜間直通 096-353-2660